

各 位

会 社 名 雪 印 乳 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 高野瀬 忠明 (コード番号 2262 東証第1部・札証) 問合せ先 広 報 室 長 小西 寛昭 (TEL 03-3226-2124)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の第59回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、株券の電子化が実施されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議を行ったものとみなされておりますので、当該条文を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する条文ならびに株券の種類および株券喪失登録簿に関する文言についても削除するものであります。

ただし、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取扱いますので、経過措置として附則に所要の規定を設けるものであります。

- ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する文言を削除するものであります。
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- (2) C種優先株式を全て消却したことに伴い、C種優先株式および種類株主総会に関する条文および文言を削除するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現行定款

変更案

第2章 株 式

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は10億株 とし、当会社の普通株式及びC種優先株式の 発行可能種類株式総数は、それぞれ9億 9,050万株及び950万株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行す る。

(自己の株式の取得)

第7条の2 (条文省略)

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条

- ① 当会社の<u>普通株式及びC種優先株式の</u> 単元株式数は、500 株とする。
- ② 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主 (実質株主を含む。以下 同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. (条文省略)
 - 2. (条文省略)
 - 3. (条文省略)
 - 4. (条文省略)

(株主名簿管理人)

第11条

- ① (条文省略)
- ② (条文省略)
- ③ 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は<u>10億株</u>とする。

(削除)

(自己の株式の取得)

第7条 (現行どおり)

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、500 株とする。

(削除)

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - 1. (現行どおり)
 - 2. (現行どおり)
 - 3. (現行どおり)
 - 4. (現行どおり)

(株主名簿管理人)

第 11 条

- ① (現行どおり)
- ② (現行どおり)
- ③ 当会社の株主名簿の作成<u>及び</u>備え置き その他の株主名簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会社において は取扱わない。

現行定款

(株式取扱規程)

第12条 当会社の<u>株券の種類、</u>株主名簿<u>及び</u> <u>株券喪失登録簿</u>への記載又は記録、単元未満 株式の買取り及び買増し、株主提案の方法そ の他の株式に関する事項については、取締役 会の定める「株式取扱規程」による。

第2章の2 優先株式

(C種優先株式)

- 第12条の2 当会社の発行するC種優先株式 の内容は、次のとおりとする。
 - 1. C種優先配当金
 - (ア) 当会社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者」という。)又は普通株式の登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「C種優先配当金」という。)を金銭により行う。
 - (イ) ある事業年度において C 種優先株 主又はC種優先登録株式質権者に 対して行う剰余金の配当の額がC 種優先配当金の額に達しないとき は、その不足額(以下「累積未払配 当金」という。)は、翌事業年度に 限り、かつ累積未払配当金と翌事業 年度のC種優先配当金との合計で 1株につき 100 円を限度として累 積するものとし、累積未払配当金に ついては、C種優先配当金及び普通 株主に対する剰余金の配当に先立 ってこれをC種優先株主に支払う こととする。但し、平成 23 年 3 月 末日をもって終了する事業年度ま での間は、累積未払配当金は、翌事 業年度に累積しないものとする。
 - (ウ) C種優先株主又はC種優先登録株 式質権者に対しては、C種優先配当 金を超えて剰余金の配当は行わな い。

変 更 案

第 12 条 当会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、株主提案の方法その他の株式に関する事項については、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

(削除)

(株式取扱規程)

(削除)

現行定款変

更

案

- 2. <u>C種優先株主に対する残余財産の分配</u> (ア) 当会社の残余財産を分配するとき
 - (ア) 当会社の残余財産を分配するとき は、C種優先株主又はC種優先登録 株式質権者に対し、普通株主又は普 通登録株式質権者に先立ち、C種優 先株式1株につき1,000円を支払う。
 - (イ) C種優先株主又はC種優先登録株 式質権者に対しては、前記のほか、 残余財産の分配は行わない。
- 3. C種優先株式の取得等

当会社は、いつでもC種優先株式を金 銭の交付と引換えに取得し、消却するこ とができる。

- 4. C種優先株式の議決権
 - <u>C種優先株主は、株主総会において議</u> 決権を有しない。
- 5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当 てを受ける権利等

当会社は、法令に定める場合を除き、 <u>C</u>種優先株式について株式の併合、分 割、株式無償割当て又は新株予約権無償 割当ては行わない。

当会社は、C種優先株主には募集株式 の割当てを受ける権利又は募集新株予 約権の割当てを受ける権利若しくは募 集新株予約権付社債の割当てを受ける 権利を与えない。

6. C種優先株式の取得請求権

○ C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当該決議で定める取得の条件により当会社がC種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

変更案

7. C種優先株式の取得条項

当会社は、取得請求期間中に前号に定める取得請求のなかった C種優先株式を、同期間の末日の翌日 (以下「一斉取得日」という。) 以降の取締役会で定める日をもって、C種優先株主より取得し、その対価として、C種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を、当該C種優先株主に交付する。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、当該平均値が、(1) C種優 先株式の発行に際して取締役会の決議 で定める上限取得価額を上回るとき又 は(2) 当該取締役会の決議で定める下限 取得価額を下回るときは、C種優先株式 1株の払込金相当額を(1)の場合当該上 限取得価額で、(2)の場合当該下限取得 価額で、除して得られる数の普通株式を 交付する。

前記の普通株式数の算出に当たって 1株に満たない端数が生じたときは、会 社法に定める株式併合の場合の一に満 たない端数の処理の規定に準じてこれ を取扱う。

8. C種優先配当金の除斥期間

第39条第2項の規定は、C種優先 配当金の支払についてこれを準用する。

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(種類株主総会) 第18条の2 ① 第15条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 会にこれを準用する。 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ② 会社法第 324 条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が	(削除)
<u>出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (新設)	<u>附 則</u>
(新設)	(株券喪失登録簿に関する取扱い) 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び
(新設)	備え置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (附則の削除) 第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 21 年 6 月 24 日 (水曜日)定款変更の効力発生日 (予定)平成 21 年 6 月 24 日 (水曜日)

以上